

10 月 26 日に建設交通部書面審査がおこなわれ、日本共産党の馬場紘平、浜田良之両議員が質問をしました。

馬場委員の質問と答弁

地域の建設業振興

【馬場委員】 地域建設業の振興は待ったなし。業界の現状をどのように認識しているか。

【中村建設交通部理事・指導検査課長】 建設投資の現状にともない非常に厳しい状況にある。府の予算でも平成 10 年、一番高かった 2000 億円より 3 分の 1 になっているという状況のなかで、業者数の減少がそれに追いついていない。厳しい競争環境にあると考えている。

【馬場】 現状の厳しい状況を認識する中で、公契約大綱の実施や、入札制度の改革が行われているのだと理解している。つまり、こうした厳しい現状を打開していくうえで取り組みの中でダンピングの解消であるとか、地域建設業の健全な育成・発展ということを、府としても目指しているという理解してよいか。

【理事】 厳しい環境を踏まえて、一方で最低制限価格状況に張り付くという状況にあり、ダンピング対策とか低入札の改善などを含んだ取り組みなどを進めている。

【馬場】 こうしたなかで取り組みをされているというが、その一方で、この間のコスト削減に目を移してみると「公共工事コスト縮減対策行動計画」に始まって「公共事業効率的実施プログラム」を立ちあげて、今プログラムでは 23 年から 26 年に 10%コスト削減をはかっていく。この目標を見てみるとコスト削減 10%とあわせて「公共工事の品質を年々向上させていく」と、こういったことが書かれているが、今説明いただいた業界の現状と、プログラム中身と矛盾を感ずるが、目標の見直しを検討しているのか。

【理事】 公共事業効率的実施プログラムは平成 9 年から始めたが、基本的には事業効果の早期発現、総合コストの改善、公共工事の品質確保、の 3 つの観点から公共工事の具体的な進め方、見直し改善をするもの。これまでの縮減施策の代表例として施設の統合とか再生資源の利用、二次製品の利用、発生土の有効活用などで、積算に至るまでのコストを縮減しているもの。直接業者にかかわる入札の関係で縮減されるものではない。

【馬場】 今の話でも矛盾を感じる。非常に厳しい現状にあって効果とコストの削減を一緒に進めていくんだということで、コスト削減は業者に影響のないようにすすめていると説明あったが、ぜひこういったコスト削減 10%に業者にかかわる分に手を伸ばさずにできるのか、非常に疑問だが、業者の経営を圧迫しないようにしてほしい。最低制限価格・低入調査価格への張り付きの状況はどうなっているか。併せて、低入調査をうけて契約した工事でどれくらいの割合で赤字が発生しているのか説明していただけるか。

【理事】 昨年度公共事業評価検討委員会で低入札にたいするアンケート調査を実施している。半数以上の業者さんが利益がトントンか損失あり、こういった状況であると結果になっている。

【馬場】張り付きで言うと最低制限価格のプラスマイナス1%に70%が張り付いていると。低入札の調査を終わらせたうえで契約したものについていえば、「利益ある」というもので半数を超えている、逆に言うと「損失がある」または「利益がでていない」をあわせると元請けですら4割、1次、2次になっていくと半数近いところが利益がでていない、赤字だという調査結果がでていいる。こういったことがさきほどあげられた、コスト削減のしわ寄せがいついていないのか、答弁を。

【理事】計画段階からコスト削減を進めるということであり、直接業者さんの施工単価がどうのこうのというコスト削減を進めているのではない。この点については関係ないと考えている。

【馬場】こういった現状、わたしはしっかりと認識を示してほしい。そのうえでコスト削減掲げているが、育成にしっかりと目をむけてほしい。この間、建設業協会からも予定価格の事後公表など含めて、入札制度の改革を含む公共事業の在り方について要望が数多く出されている。私も建設業協会の会長さんともお会いして話を聞かせていただいたが、本当に現状は深刻なものになっている。とくに23年度については、冬季の除雪にかかわる業者さんのなかから怒りの声が噴き出すと実際にあったかと思う。新聞などでも報道をされたが、仕事量が大きく減る中で、利益の出ない競争のなかで業者が非常に疲弊してしまっている。これをなんとかしてくれないと私たちは続けていけない、こういった悲鳴があげられていたのではないかと思う。くじ引き入札が常態化し、中には20社30社でくじ引き入札が行われている。こういった入札を行えば、下請けの労働者の労賃にしわ寄せがいかざるを得ないと会長さんは言われていた。こういったことの解消が必要と思うが、現在の取り組みで本当に大丈夫だと考えているのか。

【理事】昨年、評価検討委員会を開催するなかで、最終的に公契約大綱をまとめたわけだが、昨年12月に最低制限価格の引き上げをおこなった。この9月には低入札の見直し・厳格化という、低入札にはいりこまない入札というものに取り組んでいる。取り組みそのものは引き続きやっていくわけだが、今後ともそういった点を検討しながら対策を講じていく。

【馬場】今、答弁いただいたが、私は不十分だと思う。本府の対策を見ていると、現状の改善は業界の自助努力でおこなっていくものだとすることを基本にしている。行政はこれまでからあったもの、これを改め考えて、改善を示していく、こういったことで改善を促していくんだといまの答弁の内容だと思う。これで問題の解決ができるのであれば、今非常に厳しい状況にあるわけだから、業界の中の事情機能が働いて改善にむかっている。こういったことがあってもおかしくないのではないか。ほんとに今求められているのは、しっかりとした対策だと思う。現場労働者の賃金も含めて、しっかりと大綱ではなく、条例として公契約条例として定めることが必要だと考えるがどうか。フレキシブル（柔軟）に対応するなかで大綱というものをまとめ、即応性のある対策をしていくというのが府の考え方だ。

【馬場議員】フレキシブルに対応するということがだが、これから改善が見られないなら、しっかりとした対応を。私は公契約条例を強く求めておきたい。

耐震改修と住宅リフォームの実施について

【馬場】耐震改修だが、23年度の実績では、耐震改修の補助を行った市町村が16市町、改修戸数が111戸となっている。残りの時間考えて不十分だとおもうがどうか。課題も含めて話を。

【井本建築指導課長】市町村の体制ということもあるさい、昨年については十分に努力していると思っている。反省すべき点もある。今年度反映すべき、コツコツと積み上げていって施策を進めていきたい。

【馬場】コツコツでは間に合わない状況に来ているということ認識してほしい。23年は東日本大震災が発生をし、住民の防災意識も非常に高まった。そんな中で、耐震改修助成制度も、1階部分も含

めて対象となる。また補助率も引き上げなどがおこなわれたわけだが、数字をみると前年から比べると伸びているが効果をどう分析しているのか。あわせて最近実施された簡易改修助成の現段階での効果はどうか。どのように現状はすすんでいるのか。

【建築指導課長】簡易改修は9月30日現在、約295戸。メニューを増やしたこと、簡易改修として増えてきていると思う。あわせてイベント、フェアなどの広報活動もやっている。そうしたところで浸透してきていると思う。

【馬場】制度の拡充などで伸びてきているというが、私達や関係の団体などが求めてきた制度の拡充などがおこなわれるなかで、大きく制度が伸びていく可能性が示されたとおもう。まだまだコツコツ進めていく状況ではない。今回、南海トラフの被害想定の見直しでさらに被害が大きくなると示されている。同時に耐震化を進めるなら対策を進めていることで被害が大きく抑えることができることが同時に示された。耐震改修をコツコツではなくて、一気に爆発的にふやしていくための対策が必要だと思う。今回の簡易改修での制度利用の伸びを見ても、住宅の改修のニーズが高いというものを示している。こういったものとあわせて耐震化を進めていく取り組みとして住宅リフォーム助成制度が大きなきっかけになると思うが、新たな制度の検討はどう進めているか？

【建築指導課長】コツコツという表現をしたが、もちろんスピード感を持って、メニューなどを広げるなどの検討なり市町村との連携をすすめているところ。そうしたなかで浸透してきていて広報等多くの人に知っていただいた結果がでてきているのではないかと、思っている。こういう形での進め方をよりスピード感を持ってやっていく。

【馬場】簡易改修の制度すら目標達成を考えると非常に厳しい数字であると認識してもらう必要がある。後押しをしていく制度として住宅リフォーム助成制度の実施強く求める。

畑川ダム計画の中止を強く求める

【馬場】9月議会の議案討論でも改めて指摘したが、畑川ダム計画はあまりにも問題が多い。地元では、裁判が戦われるなど根強い反対の運動が続いている。この裁判の中では、様々な新しい事実が明らかになっている。原告の方たちが造成した団地を一軒一軒回って実情を確認すると、定住少なくそのほとんどがセカンドハウスか空地の状態、当初6000人の人口増を見込んでいたが、現状は住民がどんどん張り付くような状況にはないことが明らかになっている。また、水需要の大きな根拠とされている事業所からも、実は3000トンの水を使うのは1年のうち大量に使うのは数日だけといったことや、そもそも事業所が引いているパイプの太さでは、一日に3000トンの水を引くことができないことも明らかになっています。実際に、京丹波町の町営水道の給水量はどんどんと下がっている。水需要が根底から崩れている。しかも、最近になって専門家から、ダムが大きな断層に挟まれる場所に位置し、その距離も近いことから、まだ確認されていない断層や破碎帯が存在する可能性があり、最悪の場合そこから水が漏れる可能性も指摘されている。こういったことをどのように考えているのか。

【田井中建設交通部理事・河川課長】水道と水需要は、京丹波町の水道事業者でやられている。所管でない。断層は基礎掘削をしたなかで新たに見つかった断層、地層についてはボーリング調査、解析、それを土木研究所等の地質の専門家に見せてダムの安全性に影響ないと確認したうえで定礎式、その他ダムの工事を進めてきている。必要な手続きをしたうえで建設をすすめている認識だ。

【馬場】水需要では明らかに、これまで説明してきたことと異なることが起きている。このまま計画を推し進めれば、使うこともない水のために高度処理施設の建設10億円、水源費として毎年毎年出費がおこなわれる、こういったことが住民の負担として押し付けられることになるのではないかと。

これが、ダム建設ありきで計画を進めてきた結果だ。ダム建設の予算は河川の防災などにも使われ

る河川改良費に含まれている。一方で行政自身が危険を認め、対策の必要性を認めている天井川の改修が遅れている。こんなことはぜったい許されない。改めて計画の中止を強く求めて終わる。

浜田委員の質問と答弁

生活交通対策問題

【浜田委員】昨年9月議会の一般質問以来、繰り返し、生活交通対策について質問してきました。先日の9月議会の一般質問では、我が党の前窪団長が、京阪宇治バスの路線縮小問題との関連で生活交通対策を取り上げました。建設交通部長は、「京都府生活交通対策地域協議会や地域公共交通会議で協議されることになっている」「平成23年度は、バス事業者やバスを運行する市町に対して、2億7千万円の補助をしている」などと答弁されたが、現実にバス路線の廃止によって、日常生活に欠かせない生活交通が亡くなる地域が増えており、京都市内や宇治市内にも広がり、歯止めがかかっている。宇治市の京阪宇治バスの路線縮小問題の場合、現在の51路線のうち13路線、平日103本、休日78本が廃止されようとしているわけですから、多数の住民のみなさんの日常生活に重大な影響を与えることとなります。こういう事態に対して、京都府としてどう認識して対応しようとしているのか。それほど大きな問題でとは認識していないのか、深刻な問題だと認識しているのか、お聞きしたい。

【村尾交通生活課長】日常生活交通については、地域の実情を一番把握している市町村のほうが、まず主体的に取り組むことが肝要であると考えている。京都府内で現在18市町で地域交通会議を設置している。そこで足元の交通はどうあるべきか議論していただいているところ。さきほどの宇治市ではたまたま公共交通会議が設置されていないという状況で、宇治市では議会のほうで議論いただいているところと思う。一定、宇治市が主体的に現在各町のほうで、地域の方々と対話を始めることをすすめているところ。

【浜田】現状をどう認識しているか、と聞いたのだが。

【交通生活課長】基本的に交通というのは地域の方々のライフスタイルを、表したものが現在の状態。ですからこれまで路線バスが通じていたところは、それなりに需要があっておこなわれていた。年齢層がオールドニュータウンでは変わってくる。そうすると通勤事情が変わってくる。その時その時で見直しが必ず必要になる。これまではそういう枠組みが十分でなかったかもしれない。しかし、地域交通会議などの場で議論されることによって、その地域に本当に求められる交通が十分に議論される環境が徐々につくられていくものと思っている。今過渡期という認識だ。

【浜田】過疎地でなくて、京都市内や宇治市内という都市部でバス路線がなくなって生活交通がなくなっていると事態がおこっている。それはリアルに認識してもらいたい。そのうえで今の対応だが、18市町で地域交通会議がもたれているというが、この間の京都府の対応は、バス路線の廃止計画が明らかになったら、京都府生活交通対策地域協議会を開催して承認する、という受動的な対応に終始していると思う。さきほどの宇治の場合も会議がないと、この前の本会議でもそういうことは聞いてないという答弁だった。受動的な対応になっている。たとえば6月議会の一般質問で私は述べたが、福岡県では、副知事及び全市町村長で構成する福岡県生活交通対策会議を設置し、生活交通対策を抜本的に強化し、もしバス路線の廃止計画が出された場合でも、この生活交通対策会議で計画を見直しさせています。本府の生活交通対策地域協議会や地域公共交通会議を生活交通を守る立場から、有効に機能させるために、府のイニシアが必要と思うがどうか。

【交通生活課長】指摘のように京都府に受動的な部分があったかもしれない。基本的には、地域の実情を一番知っている、市・町なので、われわれより先に認知するはずなので、そちらから相談があれ

ばいつも積極的に相談にのっている。市町と勉強会もやっている。デマンド交通の勉強会もやっている。そういうなかでできるだけアンテナ張っていただいて、相談に乗れる体制は作っている。そういう形で進めていきたい。

【浜田】受動的な面もあったとみとめたので、ぜひ積極的に府のイニシアチブを発揮してほしい。9月議会での建設交通部長の答弁では、「引き続き過疎地域等を走行する路線へ重点的に補助してまいりたい」と述べている。たしかに現在は、過疎地を中心に2億7千万円の補助をしているが、実際には、京都市内や宇治市内という過疎地でないところでこういう事態が起こっているわけだから、いつまでも過疎地域への対策にとどまっていたら、府民の生活交通を守ることはできないと思う。国の補助制度の柔軟な対応を求めるとともに府の補助制度の抜本的拡充を行うことが必要ではないか。

【交通生活課長】国の方への要望として、制度の拡充をいつも申し上げている。ただ、過疎地域に比べて都市地域というのは交通の選択肢は多様にある。必ずしも路線バスだけが選択肢でない地域も多数ある。そうしたなかでその地域に応じた本当に必要な交通を、地域ごとに考えていくことが必要になると考えている。

【浜田】実際にはそのバスがなくなったら、買い物、病院に行けないという事態がおこっているわけで、最初にいった認識の違いがあると思うので、リアルに認識してほしい。

府営住宅ストック総合活用事業

【浜田】エレベーターの設置は、昨年度に続いて4団地にとどまっている。あらためて、府営住宅におけるエレベーターの設置計画をみると、第一次ストック総合活用計画（平成12～22年）では、片廊下5階建てに設置するとして98棟の目標であったものを、第2次ストック総合活用計画（平成18年～27年）では、対象を片廊下5階建て40戸以上に変更し、目標を引き下げている。なぜ、引き下げたのか？

【田中住宅課長】第1から第2の間にエレベーターを設置する対象の住棟についてしぼりこみをおこなった。優先度の高いものをきちんと明確にして計画の中に位置づけること、それは財政制約もあるので、そういった観点から対象の絞り込みをおこなって、そこを優先的に対応する、ということを経営計画の中に盛り込んだ。

【浜田】優先といわれるが40戸以上であろうと40戸未満であろうと、そこに住む住民にとってのエレベーターの必要性は変わらないと思う。結局財政的な理由でやったと思うのだが、そもそも高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第17条第3項第1号の規定に基づく省令がでていいる。その第5条では、「多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない」とあるわけだが、この多数の者というのをかってに40戸と区切ってしまっってエレベーターをつけないというのは、省令違反と思うが、40戸未満の団地のエレベーター設置の目標と期日も明確にすべきだが、どうか。

【住宅課長】今紹介のあったものについては、不特定多数の方が利用するものについて、きちんとエレベーターをつける、それもあたらしく作る場合においてはつけるというものだと思う。今、議論になっている府営住宅の住棟は既設の住棟であり、われわれとして可能な限り早く利益を享受していただくよう高齢者、障害者の方が移動を円滑にできるよう住棟にエレベーターを設置しようががんばっているが、財政制約の観点もあるので、まず一基つけるにあたっては、より多くの方が利益を享受できるように40戸以上という形で優先的に対応する住棟をしぼりこんだ。

【浜田】バリアフリー法の方針において、それは違うと思う。40戸以下の団地のエレベーターの設置の目標と期日を明確にして取り組んでほしい。昨年の決算委員会での質疑で、浴槽の整備についても

順次すすめていく、と答弁があったが、平成 23 年度の浴室設置は 5 団地にとどまっている。現在、浴室が設置可能な住宅はあと何戸残っていて、いつまでに設置する計画か？

【住宅課長】浴室が設置されていない住宅は約 3000 戸ある。これまでに約 3 分の 1 は、浴槽をつけるという対応をおこなっている。今後、住戸のかたの希望もあるので、希望を聞きながら可能なものについて順次対応していきたい。

【浜田】昨今、銭湯も減っていて府営住宅に浴槽なければ大変だと思うが、いそいでこれは進めてほしい。府営団地の住民の高齢化が進み、自治会役員のなり手がなくて、どこの団地でも自治会の運営が困難になっていると聞く。八幡のある府営団地では、公園の管理が自治会に委託されているけれど、役員の高齢化もあって、草刈りなどの管理ができず、草ぼうぼうになった、ということも起こっている。こうした公園の管理など多くの問題がまかされていると、自治会高齢化という問題もあるので、府が責任を持つように戻すべきではないか。

【住宅課長】府営住宅の共用部分、いま指摘の公園など、そうした管理では従来から地元の自治会のほうからお願いしているということ。ご指摘のとおり、府営住宅の団地において高齢化が進んでおり、全体として高齢化率は 25% ぐらいになっている。もちろん団地において状況はかわるが、個々の団地においては、今、コミュニティミックスを進めるということを考えている。せんだって府議会で入居基準、地域主権の観点から府で独自に定めることができるので、こうしたなかで新婚世帯であるとか、多子世帯を優先的に入居できる措置を講じている。いずれにしても自治体の中できちんとしていただくと、観点からもそういう共用部分の管理をしていただきたいとして、コミュニティミックスを進めたり、そういう対応をしながら進めたい。

【浜田】現実には役員の高齢化など大変なことになっている。ぜひ、これは自治会の要望によく耳を傾けてほしい。土木費全体で見ても、住宅建設費の落ち込みが激しくなっている。「住まいは人権」という立場で、府営住宅の維持管理を府として責任を持って進めていくためにも、予算を増やすことが必要ではないか。

【住宅課長】予算確保に一生懸命やっている。一方で府営住宅の管理においても直営から管理代行という形で公社、民間という形でアウトソーシングをしているということによって、コスト削減をしている。こうした総合的な努力をしながら低所得者、住宅困窮者の方々の居住環境をきちんと整えていきたい。

【浜田】予算が減っているのはまちがいない。予算確保に全力あげてほしい。

男山団地の再生事業

【浜田】次に、昨年の決算特別委員会で、男山団地第 4 住宅の建て替え計画について質問した。答弁は、「八幡市さんの方からはまだお声がかかっていない」とのことでしたが、その後、今年度予算で、京都府から「まちの仕事人」を八幡市に派遣し、男山団地の再生事業についても検討が始まっている。現地の管理組合では、建替え委員会を立ち上げ、建替え事業の計画が検討されているが、現在の 490 戸を 800 戸まで増やし、新築分の分譲と、現在の住民のみなさんには 1 戸あたり 1 千万円程度の負担で、約 70 億円の建替え費用をねん出する、という案が検討されているようだ。住民の負担を軽減するためには、国や府の支援が必要ではないか。9 月議会の本会議では、「国の優良建築物等整備事業制度を使うべきだ」との知事答弁があったが、この制度を活用するためには、どういう手立てが必要なのか。

【住宅課長】国の方で制度化された内容があるので、要件等に合う形でやっていただくことになると思う。くわしく聞いていない。八幡市から情報を得ながら進めていきたい。

【浜田】何よりも住民合意ですすめられるように、府としても支援を要望する。